

企業の公的負担に関する国際比較調査
平成 21 年度
経済産業省企業行動課

受託者：税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

企業の公的負担に関する国際比較調査

目次

第一章	主な調査結果	5
第二章	調査の目的と調査手法	6
第三章	調査対象企業の概要	8
	調査対象企業	8
	調査対象企業の公的負担の概要	9
第四章	平成 19 年度と平成 20 年度の推移	10
第五章	法人税、法人住民税、法人事業税所得割	13
第六章	社会保険料、給与等源泉所得税	16
第七章	総合的な公的負担率 (Total Tax Rate)	19
第八章	総合的財政貢献 (Total Tax Contribution)	22
第九章	産業比較	23
	総合的な公的負担率の産業比較	23
	全体分析	23
	産業別分析	25
	徴収税目の産業比較	29
	全体分析	29
	産業別分析	30
	総合的財政貢献 (Total Tax Contribution) の産業比較	31
	全体分析	31
	産業別分析	32
第十章	地方税	33
第十一章	国際比較	35
	全体比較	35
	産業比較	36
第十二章	税務コンプライアンスコスト	38
	税務部門の人数	38
	税務コンプライアンスコスト	38
添付資料	1 負担税目、徴収税目の一覧	42
添付資料	2 調査対象企業の負担税目合計と徴収税目合計の政府等の歳入金額に占める割合	44
	データ集	45

図 1	調査対象企業の産業別構成（数値は 38 参加企業グループ数の内訳）	8
表 2	調査対象企業の売上等の概要	9
表 3	参加企業の財務データの合計額の推移	11
表 4	負担税目合計額の推移	11
表 5	主要徴収税目合計額の推移	12
表 6	法人税等の総額（平成 19 年度、平成 20 年度）	14
図 7	負担税目に占める法人税等の割合（平成 19 年度、平成 20 年度）	14
図 8	法人税、社会保険料事業主負担分、固定資産税の増減	15
表 9	調査対象企業の従業者数と給与総額	16
表 10	雇用に係る公的負担の総額	17
図 11	雇用に係る公的負担の構成（従業員一人当たり、平成 19 年度）	17
図 12	従業員一人当たりの平均労務費	18
図 13	社会保険料事業主負担分の負担税目合計に占める割合（平成 19 年度、平成 20 年度）	18
表 14	総合的な公的負担率（平成 19 年度及び平成 20 年度の基礎データを合算）	20
表 15	平均計算から除外したグループ数	20
図 16	法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率（全体）	21
図 17	総合的財政貢献の総額	22
図 18	製造業、卸・小売業並びに電力・ガス・情報通信の法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率	23
図 19	製造業、卸・小売業並びに電力・ガス・情報通信の総合的な公的負担率の税目構成	24
図 20	産業別の法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率	25
図 21	国内源泉所得税を加味した法人税実負担率（産業比較）	26
図 22	調査対象企業の狭義の公的負担率（産業比較）	27
図 23	調査対象企業の総合的な公的負担率（産業比較）	28
図 24	産業別総合的な公的負担率の税目構成	28
図 25	平成 19 年度の産業別の負担税額と徴収税額	29
図 26	平成 20 年度の産業別の負担税額と徴収税額	30
図 27	平成 20 年度の調査対象企業の総合的財政貢献額の割合	31
表 28	産業別の総合的財政貢献額（平成 19 年度、平成 20 年度）	31
表 29	電力・ガス・情報通信事業者の負担税額と徴収税額	32
図 30	総合的な公的負担率の国税と地方税の構成	33
表 31	主要地方税目の調査集計額	33
図 32	地方税の構成（平成 19 年度、平成 20 年度）	34
図 33	総合的財政貢献額に占める国税と地方税の構成（平成 20 年度）	34

図 34	総合的な公的負担率の国際比較.....	35
図 35	法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率の国際比較.....	36
図 36	製造業の総合的な公的負担率（国際比較）	37
図 37	製造業の負担税目構成（国際比較）	37
図 38	税務部門の人数の分布	38
図 40	コンプライアンスコストの税目別構成.....	39
表 41	法人税等の税務コンプライアンスコストの内訳（一社あたり平均）	40
図 42	国際税務費用の構成.....	40
図 43	調査対象企業が負担に感じている項目（有効回答 92 社、3 項目選択）	41

第一章 主な調査結果

- 日本経済団体連合会税制委員会企画部会に参加する企業を中心とする 38 企業グループ、総計 95 社の平成 19 年度、平成 20 年度の法人税、社会保険料事業主負担分を始めとする総合的な負担を多面的に調査した。参加企業には、日本の市場総資本額上位 50 社のうち 28 社が含まれている。
- 国際比較データとして、プライスウォーターハウスクーパースがイギリス、アメリカ、ベルギー、南アフリカ、インドで行った総合的財政貢献調査の結果を用いている。
- 調査に参加した企業の平成 20 年度の国内売上総額は 125 兆 5868 億円、従業員数 1,058,752 人である。
- 法人税負担、固定資産税その他の税負担、社会保険料の事業主負担などを合計した、我が国企業の総合的な公的負担の割合は実態ベースで 50.4%に達しており、国際的に非常に高水準にある。
- 特に、イギリスやアメリカと比較した場合、我が国における法人税負担率が 10%前後高いのが現状であり、我が国企業の公的負担率を押し上げる最大の要因となっている。
- また、総合的な公的負担率に占める国税と地方税の構成を見た場合、地方税の割合が全体の 4 割近くを占め、企業にとって大きな負担となっている。
- なお、1 社あたりの国際・国内税務業務に要する諸費用の総額は 1 億 6,107 万円となっているほか、企業が特に負担に感じている項目としては、税務調査対応や、会計と税法との申告調整などが上げられている。

第二章 調査の目的と調査手法

1. 調査の目的

・グローバル化の進展に伴い、我が国の法人税を始め事業活動に伴い発生する租税や、社会保険料等の企業の公的負担は、企業の国際競争力や企業立地選択等に影響があるものと考えられる。

・例えば、我が国の法人税は、国税及び地方税を含めた法人税実負担率で見ると主要諸国と比較して世界最高水準であると共に、諸外国と比較して固定資産税などの税負担が重いという指摘もある。こうした中、社会保険料に係る事業主負担については、少子高齢化等に伴い、今後そのウエイトが高まる可能性がある。

・このため、今後、法人税制のあり方を議論する際にも、国内外の公的負担水準について、実際の実負担に基づく精緻な比較検証が不可欠であり、我が国と主要諸国における企業の総合的な負担について国際比較・分析を行う。

・また、各種納税事務や社会保険料を含めた公的負担に関連する手続コストやコンプライアンスコストについて、先進国の間では相対的に事業活動の負担になっているとの指摘があることから、事業活動に伴う公的負担に関する納税コスト（事務コスト）等についても、定量的に把握し、国際比較・分析を行う。

2. 調査フレームワーク

本調査では、法人税を始め事業活動に伴い発生する租税及び社会保険料（事業主負担）等の公的負担や、当該公的負担に係る手続コストを把握する手法として、国際比較を行う観点から、プライスウォーターハウスクーパースが主要各国で実施している「企業の総合的な財政貢献に関する調査」で採用されているフレームワーク¹を用いる。

本フレームワークでは、企業に関連する租税負担を「負担税目」と「徴収税目」に区分する。負担税目は、企業が直接的な費用として負担し純利益に影響を与える税目を言う。徴収税目は、企業が実質的には税務当局の代理機関として徴収する税であり、原則として

¹ 本フレームワーク ("The PwC Total Tax Contribution Framework (TTC)") は、プライスウォーターハウスクーパースが独自に開発した調査手法であり、企業の政府に対する財政上の貢献度（負担）を多面的にかつシンプルに把握するものとして国際的に標準化した手法である。本フレームワークに基づく調査は、法律や統計からの理論上の推測値ではなく、実際の納税額に焦点を当てるものであり、企業が国家（地方政府を含む）に対して行う財政的貢献（負担）の度合いを測る指標を提供する。

支出の際に費用負担（ただし徴収・管理にかかる事務的費用を除く）が生じないものを言う。それぞれ例示すると以下のとおり。なお、各項目の詳細については別添資料1参照。

負担税目 ・ 企業が直接的な費用として負担し純利益に影響を与える税目

（例） 法人税、住民税、事業税、固定資産税、印紙税、関税、事業主負担社会保険料

徴収税目 ・ 企業が税務当局の代理機関として徴収する税であり、原則として支出の際に費用負担（ただし徴収・管理にかかる事務的費用を除く）が生じないもの

（例） 消費税、従業員負担社会保険料、給与源泉所得税、たばこ税、酒税

なお、プライスウォーターハウスクーパースは採取したデータを匿名化しこれを統計的に分析しているが、企業から提供されたデータの正確性を財務諸表等に基づいて検証する作業は行っていない。

3. 調査対象

（1）我が国の公的負担の動向を把握する上で、主要業種（自動車、鉄鋼、電機・電子、情報サービス、商社・卸、小売、石油・ガス等）の代表企業3社程度以上に対して、アンケート調査を実施。

（2）他方、企業グループの一体的運営の進展を踏まえると、連結会計ベースでのグループ全体の公的負担を把握できることが望ましいが、親会社を中心として、企業グループの動向が把握できる範囲（例：連結子会社や財務諸表上の関係子会社のうち国内主要企業）で実施することとする。

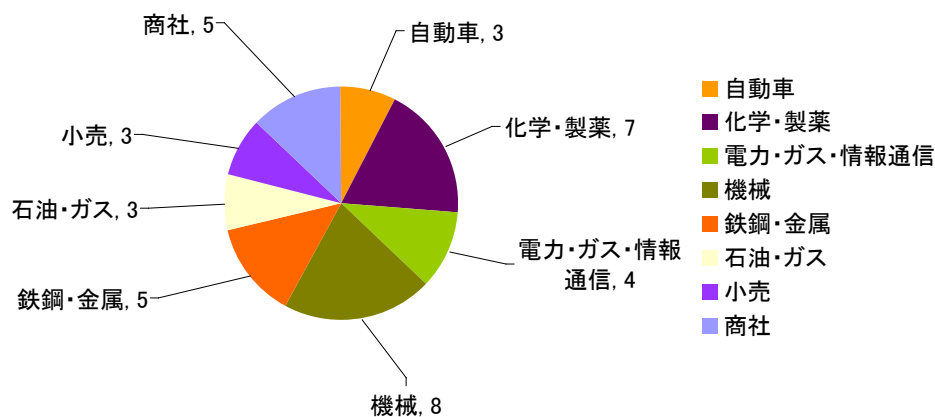
なお、本調査では、子会社や関連会社からのデータの協力を得た場合には、当該会社の平成19年度及び20年度の売上高がともに親企業の売上高の15%未満の場合には、親会社のデータに合算することとする。

第三章 調査対象企業の概要

調査対象企業

- 日本経済団体連合会税制委員会企画部会に参加する企業を中心とする 38 企業グループ、総計 95 社の平成 19 年度、平成 20 年度の法人税、社会保険料事業主負担分を始めとする総合的な負担を多面的に調査した。参加企業には、日本の市場総資本額上位 50 社のうち 28 社が含まれている。
- 調査対象企業 38 企業グループは、化学・製薬、鉄鋼・金属、機械、自動車、石油・ガス、小売、商社、電力・ガス・情報通信に分類される幅広い業種を含んでいる（図 1）。
- 調査に参加した企業の平成 20 年度の国内売上総額は 125 兆 5868 億円、従業員数²1,058,752 人である。また、調査では、参加企業の単体での国内売上、国内税引前損益、国内賃金総額、国内純利子額を把握した（表 2）。

図 1 調査対象企業の産業別構成（数値は 38 参加企業グループ数の内訳）



² 国内で従事する正社員及び就労時間が正社員と同様な従業員を指す。ただし、便宜的に本調査では、法人住民税の分割基準として把握される従業員の数に基づく。

表 2 調査対象企業の売上等の概要

	平成 19 年度	平成 20 年度
売上高	134 兆 7,943 億円	125 兆 5,868 億円
税引前純損益	7 兆 9,560 億円	2 兆 9,669 億円
従業者数	1,046,420 人	1,058,752 人
給与総額	8 兆 1,136 億円	8 兆 1,013 億円
支払利息	7,774 億円	7,464 億円
受取利息	4,857 億円	4,231 億円

調査対象企業の公的負担の概要

調査対象企業 38 企業グループ、総計 95 社の総合的な公的負担の概要は以下のとおり。

- ・ 負担税目の合計額：平成 19 年度 4 兆 6,874 億円、平成 20 年度 3 兆 9,863 億円
- ・ 徴収税目の合計額：平成 19 年度 3 兆 3,058 億円、平成 20 年度 3 兆 1,931 億円
- 調査対象企業の平成 19 年度³の総合的財政貢献額（企業が負担する税目と徴収する税目の合計額）が、国税・地方税収に占める割合は 2.7%である。うち、負担税目合計が占める割合は 3.2%、徴収税目合計が占める割合は 2.2%であった。

³ 平成 20 年度の同比率については、社会保険料に関するデータが平成 22 年 2 月時点で公表されていないため、算出できていない。

第四章 平成 19 年度と平成 20 年度の推移

平成 19 年度から平成 20 年度は景気の変動が大きく、調査対象企業の税引前純損益の合計額は平成 19 年度から平成 20 年度にかけて約 62.7%減少している。売上の総額は約 6.8%減少であった（表 3）。

調査対象企業 38 企業グループ、総計 95 社の総合的財政貢献（企業が負担する税目と徴収する税目の合計）の合計額は、平成 19 年度は 7 兆 9,933 億円、平成 20 年度は 7 兆 1,794 億円であり、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて 8,139 億円減少している（約 10.18%の減少）。

負担税目の合計額は平成 20 年度では前年度比で約 15%減少し（表 4）、法人税等⁴の合計額は約 29.8%減少した（表 6）。法人税等以外の負担税目については、社会保険料事業主負担分が微増するとともに、固定資産税等の変動幅も僅少であることから合計額は若干だが増加している（平成 19 年度から平成 20 年度にかけて 450 億円の増加）。

徴収税目の合計額は平成 19 年度が 3 兆 3,058 億円、平成 20 年度が 3 兆 1,931 億円であり、約 3.4%の減少となった（表 5）。減少額が大きい税目としては、揮発油税、給与等源泉所得税、石油石炭税があげられる。消費税の仕入れ税額控除不足額の還付⁵が平成 20 年度に増加している要因は一概には言えず、還付額が増えている調査対象企業もある中で、単純に納付額が減少している調査対象企業の納付額の減少額の総和が変動額の総和を超過している。消費税額の減少が著しい調査対象企業は必ずしも輸出製品の生産者には限られておらず、このことから、売上に占める輸出免税売上の割合の増加のほかに、仕入・設備投資を一定とした場合の国内売上の減少、売上を一定とした場合の仕入及び設備投資の増加、さらには、中間納付額の還付のタイミング等が影響を与えていると考えられる。

なお、調査対象企業においては、平成 19 年度と 20 年度で給与総額⁶は殆ど変動がなく（0.2%減少）、従業者数は微増している（1.2%増加）。また、支払利息・受取利息ともに減少しているが、特に受取利息の減少幅が大きい（12.9%減少）。

⁴ 法人税、法人事業税所得割、法人住民税など法人所得に課税される負担額の合計額

⁵ 課税売上に係る納付消費税額を仕入に係る消費税額が超過した場合に生ずる。消費税の性質上、最終消費以前の製造・流通段階で事業者が仕入に対して支払った消費税額は、製品の最終価格を押し上げる税の累積効果を排除するために控除が認められていることに由来し、一般的には、課税売上の減少、免税売上の増加等が還付の増加理由として挙げられる。仕入の際に仕入価格と一緒に支払った消費税の還付であるため、企業の収益には影響を与えない。

⁶ 事業税の付加価値割の課税標準額として集計される報酬給与額の合計額

表 3 参加企業の財務データの合計額の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
売上高	134 兆 7,943 億円	125 兆 5,868 億円	-6.8
税引前純損益	7 兆 9,560 億円	2 兆 9,669 億円	-62.7
従業者数	1,046,420 人	1,058,752 人	1.2
給与総額	8 兆 1,136 億円	8 兆 1,013 億円	-0.2
支払利息	7,774 億円	7,464 億円	-4.0
受取利息	4,857 億円	4,231 億円	-12.9

表 4 負担税目合計額の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
社会保険料事業主負担分	1 兆 301 億円	1 兆 627 億円	3.2
法人税	1 兆 5,367 億円	9,479 億円	-38.3
固定資産税	4,949 億円	4,932 億円	-0.3
事業税所得割	5,099 億円	4,711 億円	-7.6
都道府県住民税	2,461 億円	1,799 億円	-26.9
市町村住民税	2,113 億円	1,584 億円	-25.0
関税	958 億円	842 億円	-12.1
石油石炭税	570 億円	804 億円	41.0
揮発油税等	266 億円	376 億円	41.3
負担税目合計	4 兆 6,874 億円	3 兆 9,863 億円	-15.0

表 5 主要徴収税目合計額の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
揮発油税等	1 兆 3,988 億円	1 兆 2,853 億円	-8.1
社会保険料事業主負担分	9,102 億円	9,384 億円	3.1
給与等源泉所得税	4,222 億円	4,180 億円	-1.0
特別徴収住民税	3,658 億円	3,872 億円	5.9
石油石炭税	2,809 億円	2,767 億円	-1.5
源泉徴収取得税	1,261 億円	1,293 億円	2.5
道府県民税配当割	92 億円	97 億円	5.5
軽油取引税	118 億円	95 億円	-19.9
石油ガス税	8 億円	9 億円	10.6
石油価格調整税	2 億円	2 億円	-8.9
道府県民税利子割	8 億円	1 億円	-76.7
酒税	5,272 万円	1 億円	96.2
消費税	-2,216 億円	-2,629 億円	18.7
徴収税目の合計 ⁷	3 兆 3,058 億円	3 兆 1,931 億円	-3.4

⁷ 合計には、この他、ゴルフ場利用税、入湯税、宿泊税を含む。

第五章 法人税、法人住民税、法人事業税所得割

法人税、法人住民税、法人事業税所得割（以下、法人税等）など、企業利益を基準として課される税金は、景気の変動に税収が直接的に左右される。

調査対象企業の税引前純利益は、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて約 62.7%減少しており、それに伴い法人税等も平成 19 年度と比較して約 29.8%減少している⁸。調査対象企業の法人税額の合計は、平成 19 年度法人税収の 10.4%、平成 20 年度法人税収の 9.5%を占める。法人税等に法人事業税外形標準を加算した場合でもほぼ同様の結果となる。企業全体が景気変動により一様に影響を受けているため、調査対象企業の法人税収に占める相対的地位が大きくは変わっていないことを示している。

法人税等は、企業が負担をしている 39 種類の税目のうちの一部に過ぎないが、多くの調査対象企業において最大の負担税目である。多くの企業が、リーマンショック等の金融危機の影響を受け、業績悪化に苦しんだ平成 20 年度においても、法人税等が負担税目の総額に占める割合は 44.1%（平成 19 年度の 53.4%から 9.3%の下落）である。法人事業税の外形標準課税も含めると負担税目に占める割合は平成 19 年度 55.3%、平成 20 年度 46.1%である。外形標準課税は、景気の変動に影響される程度が相対的に低いため、法人税等と比較して減少率が比較的少ない（10.3%の減少）（表 6、図 7）。

なお、法人税（国税）と社会保険料（事業主負担分）を比較すると、平成 20 年度は、法人税額が減少したことにより、調査対象企業の社会保険料事業主負担分の合計額が法人税の合計額を上回っている（平成 20 年度：法人税 9,479 億円、社会保険料事業主負担分 1 兆 627 億円）（図 8）。

⁸ 法人税等の課税所得は会計上の税引前純利益に税務調整を加えた金額であるため、税引前純利益の減少幅に税額の減少が必ずしも連動しない。但し、今回の調査において法人税等の減少幅が少ない要因のひとつとしては、法人税等を現金主義で把握しているため、前年度の確定申告納付額が翌年度分として把握され、調査対象期間中に損失に転じた場合には、過年度の法人税等が負担として考慮されること等が挙げられる。

表 6 法人税等の総額（平成 19 年度、平成 20 年度）

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
法人税	1 兆 5,367 億円	9,479 億円	-38.3
都道府県住民税	2,461 億円	1,799 億円	-26.9
市町村住民税	2,113 億円	1,584 億円	-25.0
事業税所得割	5,099 億円	4,711 億円	-7.6
法人税等合計 (A)	2 兆 5,042 億円	1 兆 7,574 億円	-29.8
事業税外形標準	882 億円	791 億円	-10.3
(A) + 事業税外形標準 (B)	2 兆 5,925 億円	1 兆 8,366 億円	-29.2
負担税額 (C)	4 兆 6,874 億円	3 兆 9,863 億円	-15.0
(A) / (C)	53.4%	44.1%	
(B) / (C)	55.3%	46.1%	

図 7 負担税目に占める法人税等の割合（平成 19 年度、平成 20 年度）

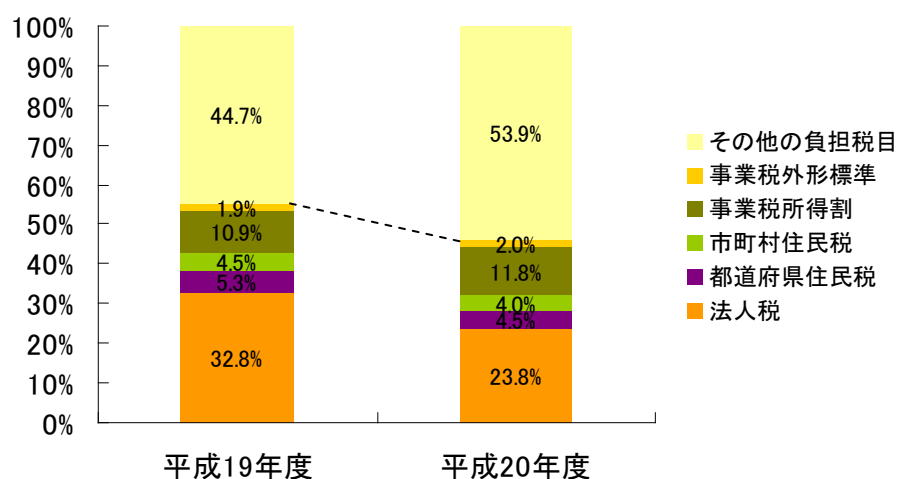
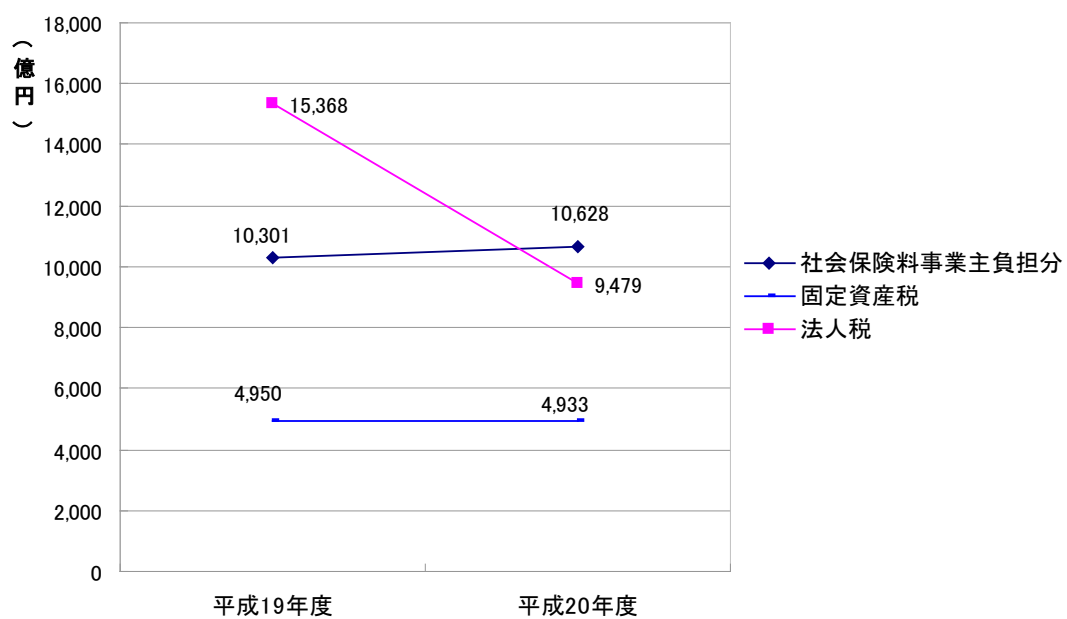


図 8 法人税、社会保険料事業主負担分、固定資産税の増減



第六章 社会保険料、給与等源泉所得税

調査対象企業の平成 20 年度の従業者数⁹の合計は 1,058,752 人である。平成 19 年度の調査対象企業の従業者数の合計である 1,046,420 人は労働力調査¹⁰による平成 19 年度の就業者数である 6,412 万人の約 1.6%に相当する。また、平成 20 年度における支払賃金給与¹¹の合計額は 8 兆 1,013 億円であった（表 9）。

調査対象企業が平成 20 年度に支払った雇用に係る公的負担の総額は、2 兆 8,066 億円であった。雇用に係る公的負担は、負担税目として社会保険料事業主負担分、徴収税目として給与等源泉所得税、特別徴収住民税、社会保険料従業員負担分から構成される。平成 20 年度の調査対象企業の給与総額の合計額は平成 19 年度と比較して 0.2%減少しているが、社会保険料事業主負担分は 3.2%増え、徴収税目の合計額は 2.7%増加している（表 10）。

調査対象企業が従業員一人当たりを支払う雇用に係る公的負担の平成 20 年度の平均は、2,650,864 円であった（平成 19 年度、2,607,441 円）。内訳は、社会保険料事業主負担分が 1,003,798 円、給与等源泉所得税、特別徴収住民税、社会保険料従業員負担分の合計が 1,647,066 円となっている（図 11）。調査対象企業の従業員一人当たりの給与と社会保険料事業主負担を合わせた労務費は、若干だが減少している（図 12）。

平成 20 年度 of 社会保険料事業主負担分の合計額が負担税目の合計額に占める割合は 26.7%であり、法人税等の減少に伴い、平成 19 年度の 22%から増加している（図 13）。また給与等源泉所得税、特別徴収住民税、社会保険料従業員負担分の合計額が徴収税目の合計額に占める割合は 54.6%（社会保険料従業員負担分 29.4%、給与等源泉所得税 13.1%、特別徴収住民税 12.1%）で徴収税目の半分以上を占める。

表 9 調査対象企業の従業者数と給与総額

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
従業者数 (人)	1,046,420	1,058,752	1.2
給与総額 (円)	8 兆 1,136 億円	8 兆 1,013 億円	-0.2

⁹ 法人住民税の分割基準として把握される従業者の数

¹⁰ 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室「労働力調査年報（基本集計）」

¹¹ 事業税の付加価値割の課税標準額として集計される報酬給与額の合計額

表 10 雇用に係る公的負担の総額

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
社会保険料事業主負担分	1 兆 301 億円	1 兆 627 億円	3.2
給与等源泉所得税	4,222 億円	4,180 億円	-1.0
特別徴収住民税	3,658 億円	3,872 億円	5.9
社会保険料従業員負担分	9,102 億円	9,384 億円	3.1
徴収税目合計	1 兆 6,983 億円	1 兆 7,438 億円	2.7
合計	2 兆 7,284 億円	2 兆 8,066 億円	2.9

図 11 雇用に係る公的負担の構成（従業員一人当たり、平成 19 年度）

(単位：円)

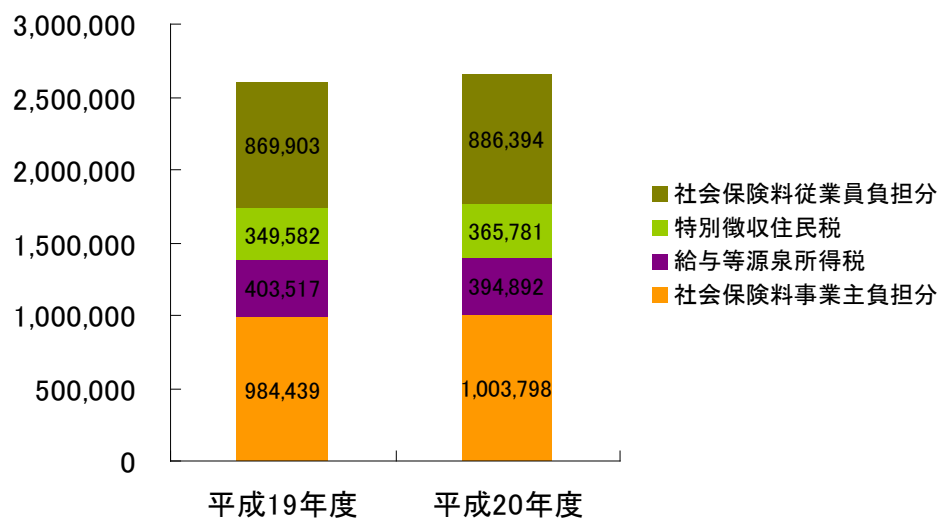


図 12 従業員一人当たりの平均労務費

(単位：円)

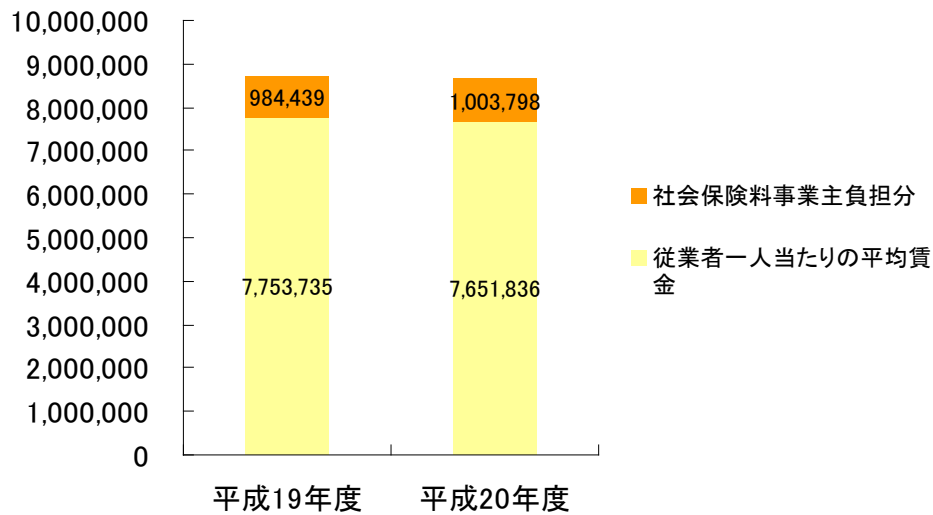
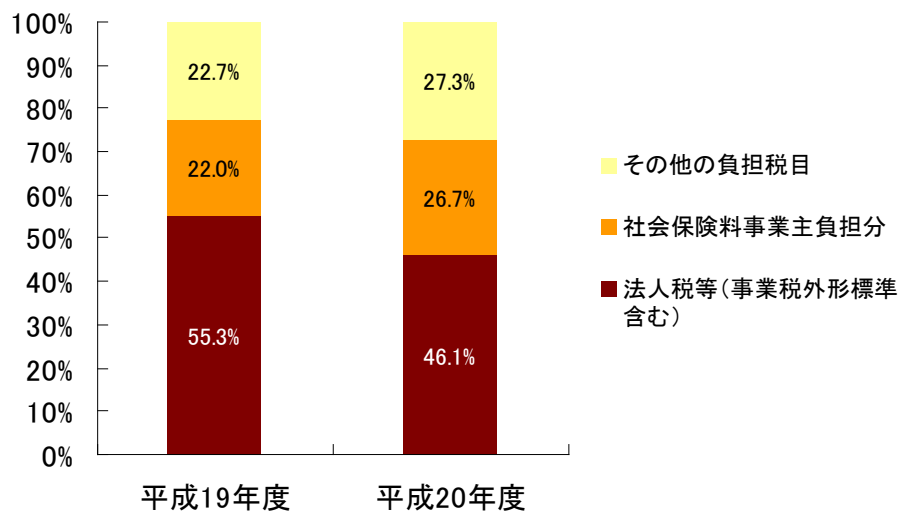


図 13 社会保険料事業主負担分の負担税目合計に占める割合（平成19年度、平成20年度）



第七章 総合的な公的負担率 (Total Tax Rate)

総合的な公的負担率とは、企業が負担する全ての租税負担の合計額についての指標であり、負担税目の総和を調整した税引前純損益に対する、企業が負担する租税負担の総額が占める割合として計算される。

$$\text{総合的な公的負担率} = \frac{\text{企業が負担する税金の総額}}{\text{税引前純損益} + (\text{企業が負担する税金の総額} - \text{法人税} \cdot \text{住民税} \cdot \text{事業税所得割}^{12})}$$

総合的な公的負担率の計算¹³では、38 企業グループが負担する租税負担の合算額に対する上記調整を加えた税引前純損益の合算額の割合として求める方法 (A)、38 企業グループの総合的な公的負担率の単純平均 (B)、38 企業グループの総合的な公的負担率の中位値 (C) の三種類の計算を行っている。データは平成 19 年度と平成 20 年度の平準化を図るため、基礎データを合算した上で総合的な公的負担率を求めている。

38 企業グループ全体を対象とする全企業合算ベース (A) による総合的な公的負担率は、56.5%となっている。企業グループ別に総合的な公的負担率を求めると、総合的な公的負担率がマイナスとなった企業グループを除き、最小値は 17.6%、最高値は 160.3%であった。税引前純損を計上している 7 企業グループ、税引前純益を計上しているが総合的な公的負担率がマイナスとなった 1 企業グループ、総合的な公的負担率が 100%を超過した 1 企業グループ¹⁴を除く 29 企業グループの総合的な公的負担率の単純平均 (B) は 50.4%、中位値 (C) は 51.0%となった (表 14、15)。第九章以降では、産業ごとの比較や国際比較を行うが、本調査では原則として単純平均による比較分析を行うこととする。

なお、総合的な公的負担率と法人税実負担率を比較した場合、総合的な公的負担率は、企業が支払う全ての負担税目の調整後税引前純利益に対する割合を示す指標である一方で、法人税実負担率は、法人税等の税引前純利益に占める割合である。調査対象企業の平均法人税実負担率は、35.5%であった (国内源泉所得税を除く)。これに社会保険料事業主負担分を加味した負担率 (以下、「狭義の公的負担率」という) は 44.5%であった (図 16)。

¹² 臨時特例企業税を含む。

¹³ 総合的な公的負担率のベースとなる法人税等の納税額については、現金主義で把握しているため、平成 20 年度の景気変動等の要素が総合的な公的負担率に与える影響は大きいと考えられる。このため、本調査では、こうした要素を平準化する観点から、企業グループごとに税負担等の平均値を算出した上で、分析することとする。

¹⁴ 企業の税引前益が減少した場合、分母がマイナスとなると総合的な公的負担率はマイナスとなるが、税が損益に与える影響を中立化した企業の業績がわずかな利益を示すようになると総合的な公的負担率は利益に連動しない諸税負担が一定であるため 100%を超過する。

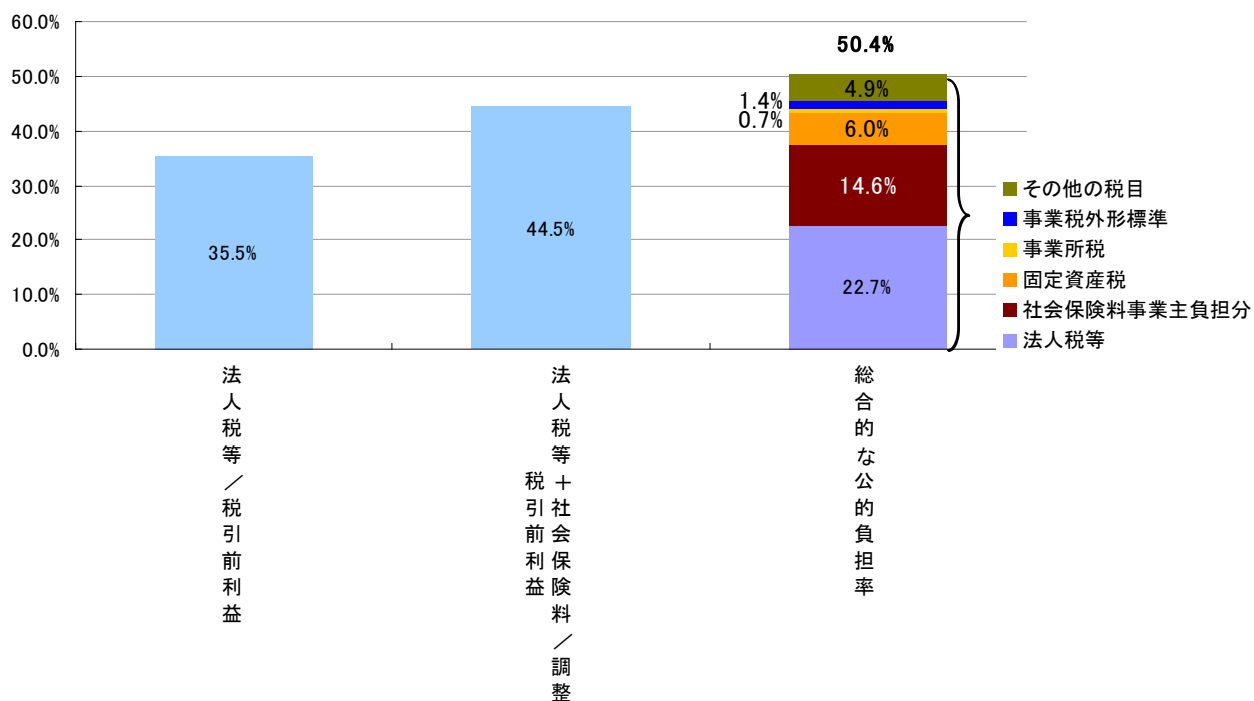
表 14 総合的な公的負担率（平成 19 年度及び平成 20 年度の基礎データを合算）

		TTR>100%を除いた場合
全企業合算ベース（A）	56.6%	-
平均値（B）	54.1%	50.4%
中位値（C）	51.8%	51.0%
最小値	17.6%	17.6%
最大値	160.3%	91.0%
サンプル数	30	29

表 15 平均計算から除外したグループ数

	企業グループ数
税引前純損を計上したグループ	7
税引前純益を計上したが、総合的な公的負担率がマイナスとなったグループ	1
小計	8
上記いずれにも該当しないが、総合的な公的負担率が 100%を超過したグループ	1
合計	9

図 16 法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率（全体）¹⁵



¹⁵ 法人税実負担率は、年間の法人税等納税額を税引前純利益で除した値である。狭義の公的負担率とは、年間の法人税等と社会保険料事業主負担の納付額合計を、税引前純利益に社会保険料事業主負担を加えた金額で除した値である。法人税実負担率と狭義の公的負担率は、損失会社、負の値、100%を超える値を示した調査対象企業データを除外し、単純平均を求めている。総合的な公的負担率は、同様に損失会社等を除く 29 企業グループの個別の総合的な公的負担率の単純平均を用いている。

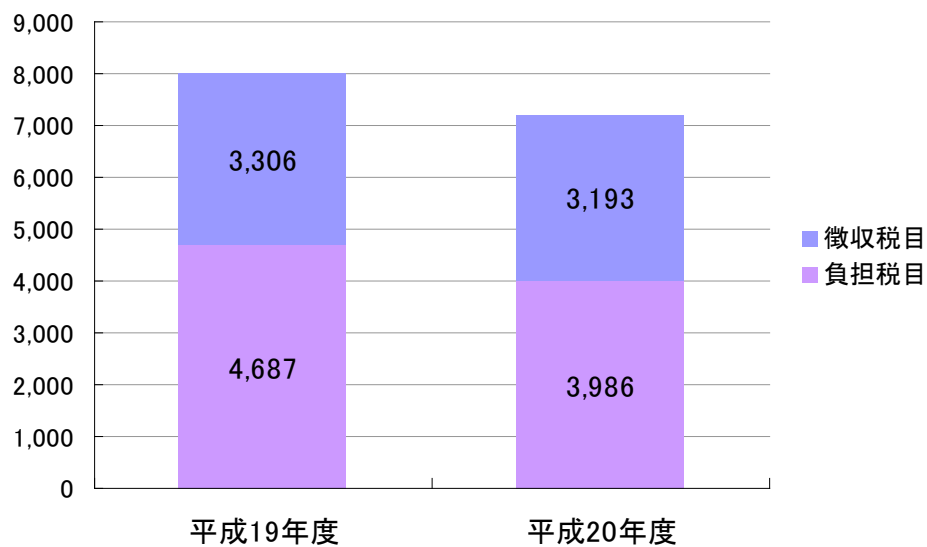
第八章 総合的財政貢献（Total Tax Contribution）

総合的財政貢献とは、実際に企業が負担する税目と、企業が徴収機関として納付する税目の合計額であり、企業の政府に対する財政上の貢献度を多面的に測ることを目的としている。負担税目と徴収税目の一覧については、添付資料1を参照されたい。

調査対象企業 38 企業グループ、総計 95 社の総合的財政貢献額は、平成 19 年度は 7 兆 9,933 億円、平成 20 年度は 7 兆 1,794 億円であり、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて 8,139 億円減少している（約 10.18%の減）。

負担税目合計が 7,011 億円の減少（対前年比 15%減）、徴収税目合計が 1,127 億円の減少（対前年比 3.5%減）となっている。

図 17 総合的財政貢献の総額



第九章 産業比較

総合的な公的負担率の産業比較

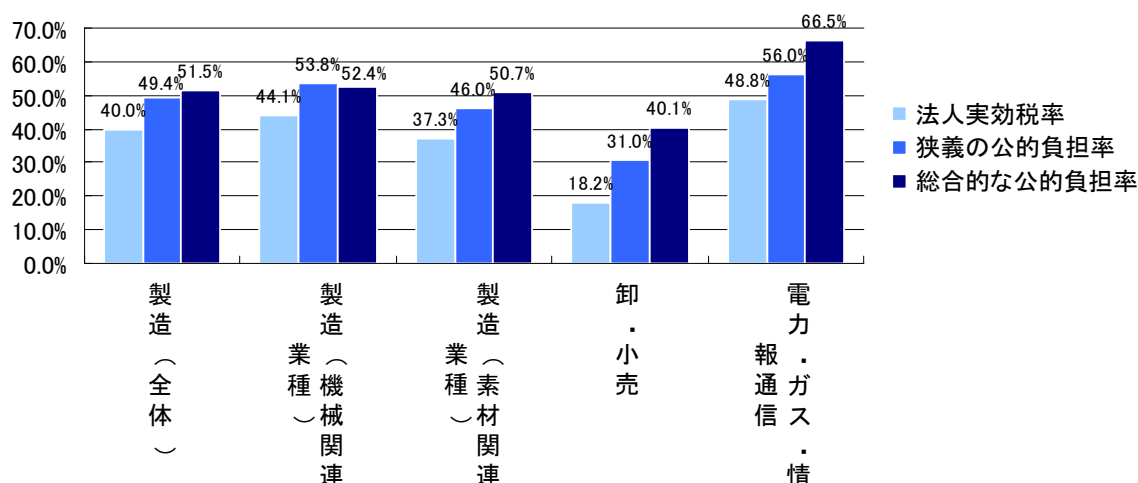
全体分析

産業別で行う総合的な公的負担率の比較では、まず、38 企業グループの平成 19 年度と平成 20 年度の基礎データを企業グループ単位で合算し、平成 19 年度と平成 20 年度の平準化を図った。その上で、各企業グループの総合的な公的負担率を求め、同種の産業に含まれる企業グループの総合的な公的負担率の単純平均を求める方法により分析を行った。

製造業¹⁶、卸・小売業並びに電力・ガス・情報通信の三分類で上記方法により総合的な公的負担率を求めた結果は次のようになった。

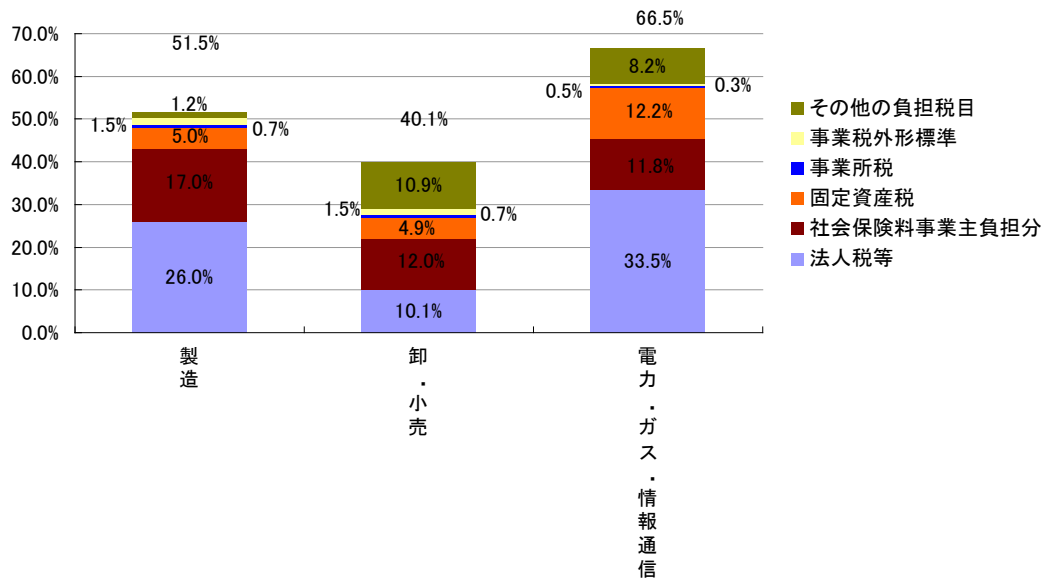
総合的な公的負担率を見ると、卸・小売業では 40.1%と低い水準である一方、製造業では 51.5%及び電力・ガス・情報通信では、66.5%と相対的に高い水準にある。製造業では法人税等と社会保険料事業主負担の割合が他のウェイトと比較して高い。卸・小売業では、法人税等のウェイトが低い一方で関税など「その他の負担税目」の割合が高い。電力・ガス・情報通信では固定資産税のウェイトが他と比較して高いことが特徴として挙げられる。

図 18 製造業、卸・小売業並びに電力・ガス・情報通信の法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率



¹⁶ 製造業は、自動車、化学・製薬、機械、鉄鋼・金属に属する調査対象企業の結果を反映させている。製造業のうち、機械関連業種には自動車、機械を含む。

図 19 製造業、卸・小売業並びに電力・ガス・情報通信の総合的な公的負担率の税目構成



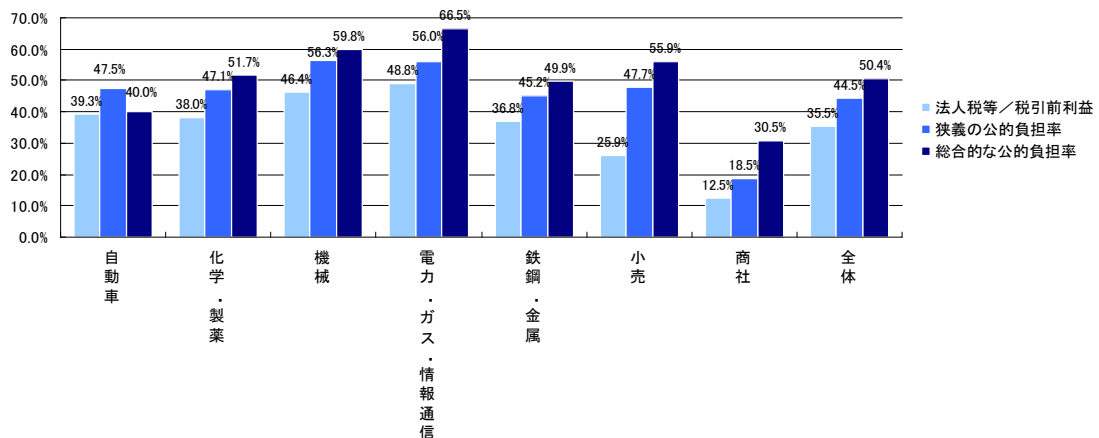
産業別分析

製造業、卸・小売業、の産業分類をさらに細分化し、自動車、化学・製薬、機械、電力・ガス・情報通信、鉄鋼・金属、小売、商社の七分類に分けて、産業別の法人税実負担率、狭義の公的負担率及び総合的な公的負担率を算出した。法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率は、損失会社等を除き、産業分類に属する企業グループの単純平均を用いている。

<法人税実負担率>

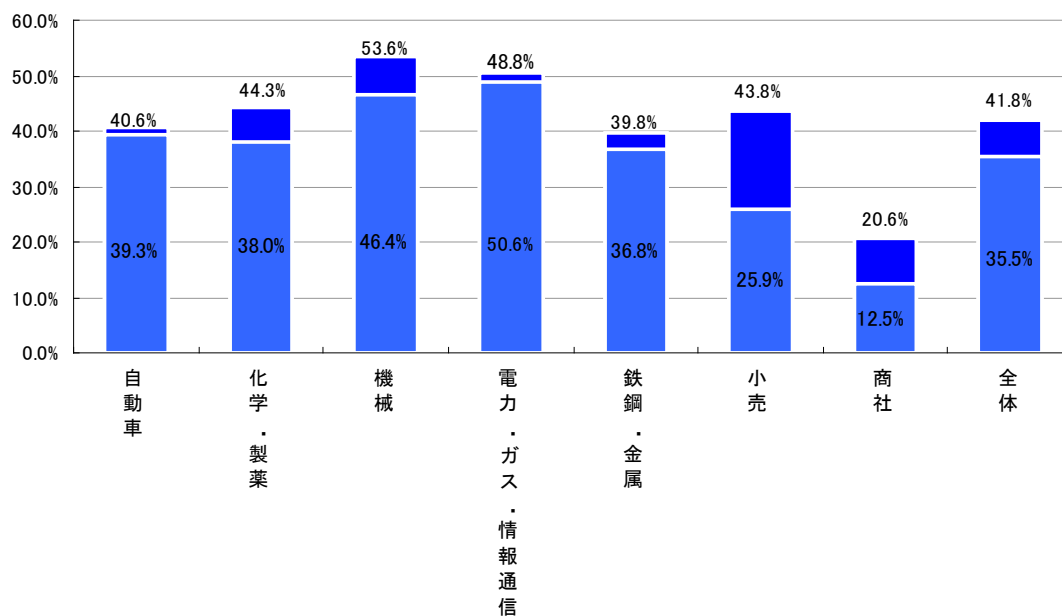
調査対象企業の法人税実負担率には大きなばらつきが見られる。先にも述べたように、法人税実負担率の全体平均は35.5%となったが、これを産業別に見た場合、商社の12.5%から電力・ガス・情報通信の48.8%まで約36%の差異がある。なお、製造業を中心に、平成20年下期以降におけるリーマンショックの影響により、営業前純損益が縮小している点に留意が必要である。なお、法人税実負担率の計算にあたっては損失会社等を除外している。また、これらの数値は源泉所得税を除外しているが、国内源泉所得税を含めた法人税実負担率の全体平均は41.8%となっている¹⁷（図21）。

図20 産業別の法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率



¹⁷ 本調査では調査対象企業の国内公的負担について調査を行っているが、法人税等は源泉所得税を税額控除した後の金額で原則として把握し、別途国内源泉所得税の金額を調査した。国内源泉所得税は、最終的に調査対象企業の国内での負担となることから、これを含めて調査対象企業の負担として負担率を比較のために掲げた。

図 21 国内源泉所得税を加味した法人税実負担率（産業比較）¹⁸

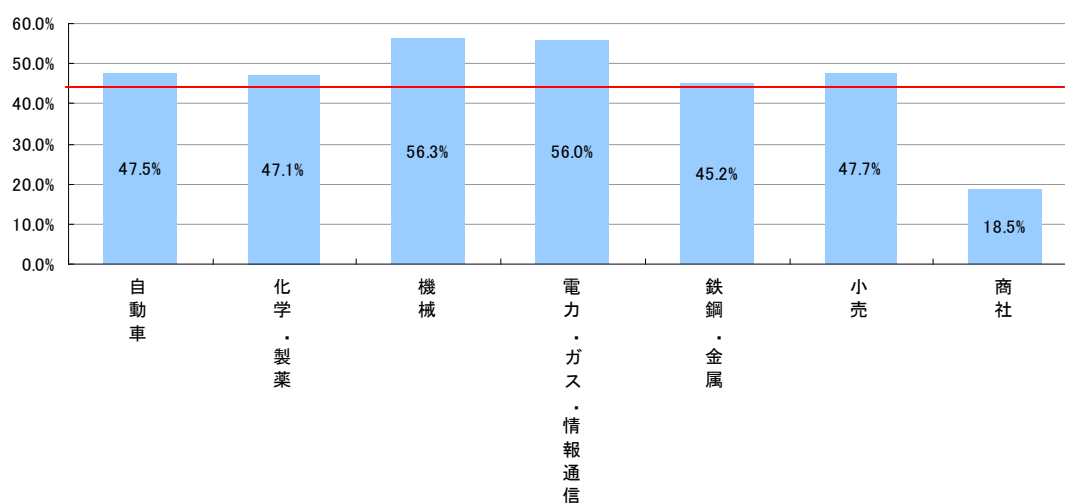


¹⁸ 下に表示されている数値は国内源泉所得税を抜いた法人税実負担率である。これに対して、棒グラフの上部は企業が負担する国内源泉所得税を含めて計算した法人税実負担率との差を示している。なお、国内源泉所得税を抜いた法人税実負担率の計算において損失会社、負の値、100%超となったサンプルは除外し、企業が負担する国内源泉所得税を含めて計算した法人税実負担率の計算には前者の計算に含めた調査対象企業の数値のみを用いている。

<狭義の公的負担率>

社会保険料事業主負担分も含めた狭義の公的負担率を産業比較すると、化学・製薬、機械、電力・ガス・情報通信) 小売が全体の狭義の公的負担率である 44.5%を上回る(図 22)。調査結果では、機械の中でも特に産業機械部門では社会保険料事業主負担分が負担税目に占める割合が高くなっている。

図 22 調査対象企業の狭義の公的負担率 (産業比較)



<総合的な公的負担率>

最後に、総合的な公的負担率とその内訳を産業別に見た場合、電力・ガス・情報通信、小売、機械、化学・製薬が全体の平均値である 50.4%を上回っている(図 23)。特に、電力・ガス・情報通信では、法人税実負担率の計算に通常含まれない固定資産税、電源開発促進税、石油石炭税の負担が大きい為、これらがその他の税目として反映される総合的な公的負担率を押し上げる形となっている。小売業では同様に、固定資産税の総合的な公的負担率に占める割合が比較的大きく、全ての税目を把握する総合的な公的負担率では高率となる要因になっている¹⁹。商社ではその他の負担税目合計の占める比率が高いが、その他の税目のほとんど(98%)は関税である。自動車、化学・製薬、鉄鋼・金属では、法人税等が占める割合が高く、社会保険料事業主負担、固定資産税の負担が続いている(図 24)。

¹⁹ 産業によって、狭義の公的負担率が総合的な公的負担率を上回っている場合があるが、これは狭義の公的負担率は損失会社も含む基礎データの合算により算出しており、損失会社を除外している総合的な公的負担率よりも高率となることがあるためである。

図 23 調査対象企業の総合的な公的負担率（産業比較）

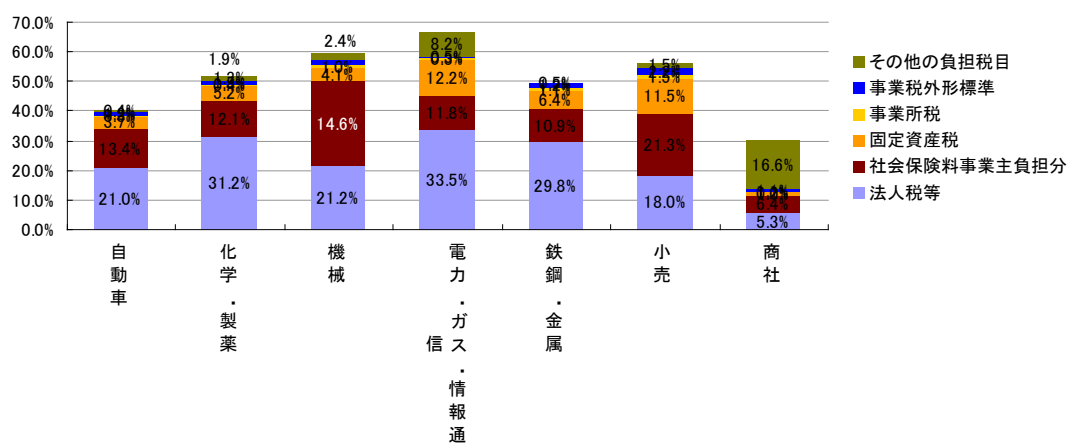
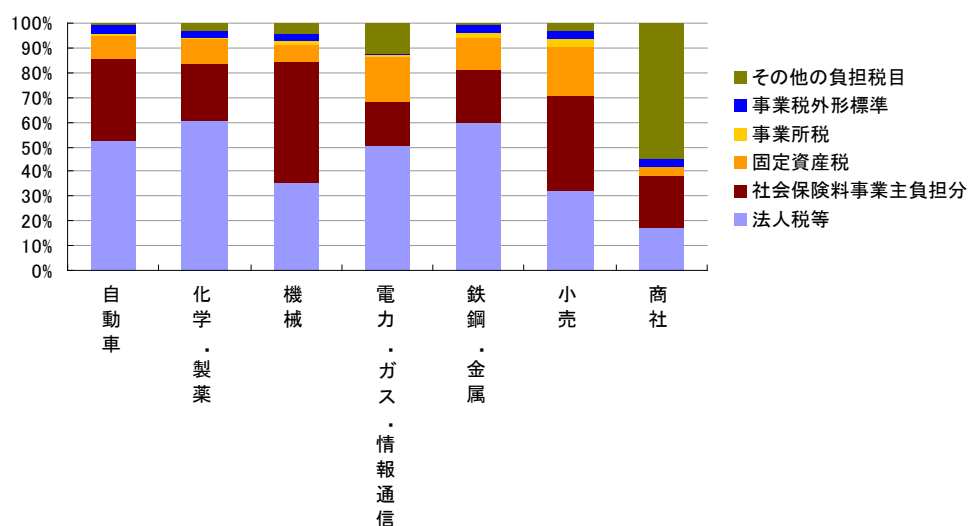


図 24 産業別総合的な公的負担率の税目構成



徴収税目の産業比較

全体分析

企業の多面的な財政への貢献を把握する際に、企業が徴収機関として機能している徴収税目も重要な位置を占めている。産業を問わずに適用される徴収税目の代表例は、給与等源泉所得税、社会保険料従業員負担分、消費税である。他方、特定の経済財の消費に課される個別消費税は特定の産業のみが徴収機関となっているため、負担税目以上に特定の産業に徴収額の偏りが見られる（図 25、図 26）。

企業にとっての徴収税目の意味は、その企業の経済活動がなければ創出されない税収であるという側面と、徴収納付に係る事務コスト、ビジネスのキャッシュフローに与える影響、徴収漏れが生じた場合の税務リスク等を徴収義務者として抱えるという側面がある。

図 25 平成 19 年度の産業別の負担税額と徴収税額

（単位：億円）

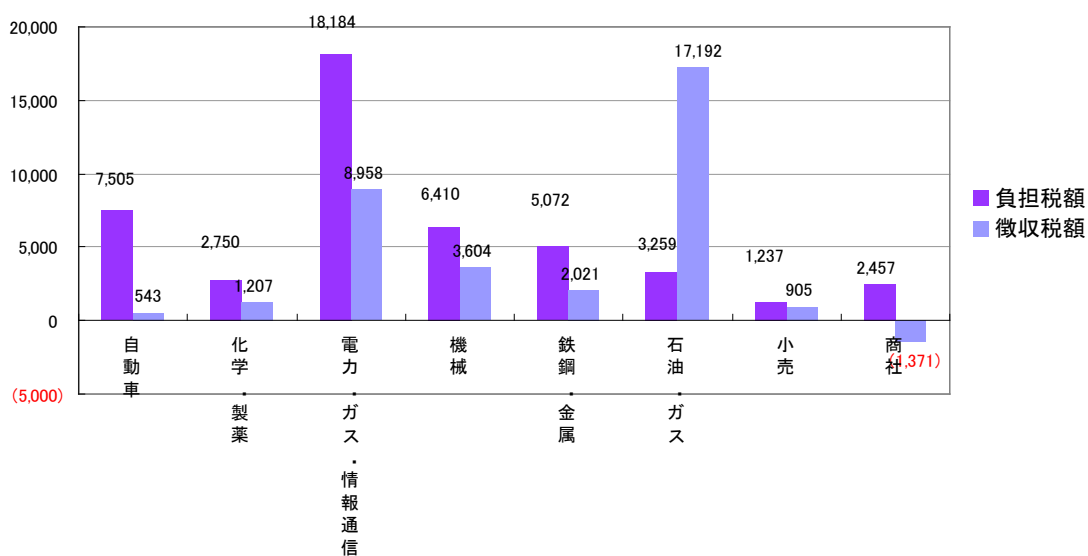
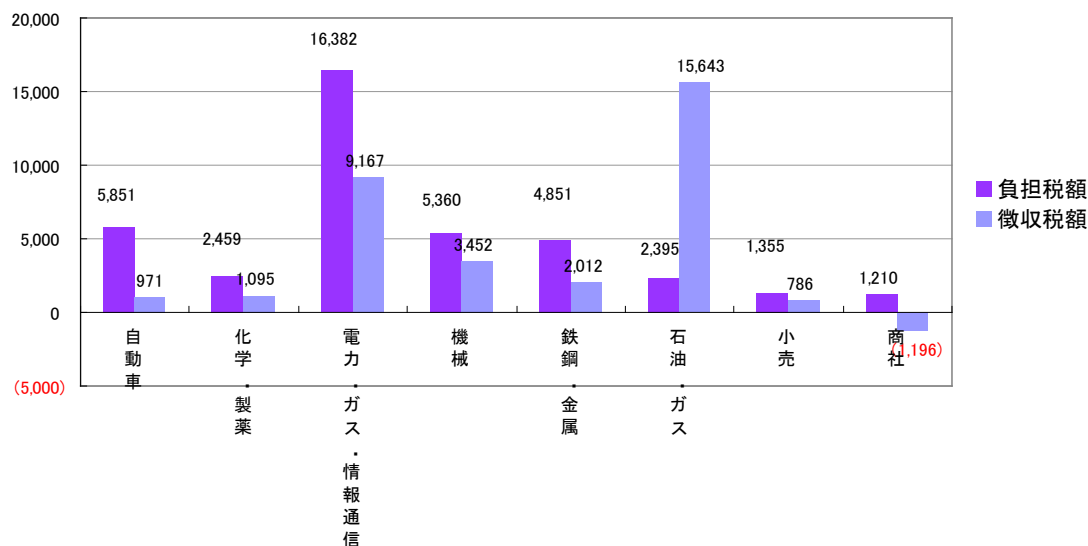


図 26 平成 20 年度の産業別の負担税額と徴収税額

(単位：億円)



産業別分析

業種別に見ると、石油・ガス事業者で徴収税目が負担税目を上回っていることが最大の特徴である。平成 20 年度に石油・ガス事業者が納付した徴収税目の合計額は、1 兆 5,643 億円であり、徴収税目の合計額の 49% を占める。その殆どが石油関連諸税であり、石油・ガス事業者が石油関連諸税の徴収によって果たしている財政的貢献額は大きく、平成 20 年度に徴収納付した石油関連諸税の総額である 1 兆 4,973 億円(揮発油税 1 兆 2,780 億円、その他石油関連諸税 2,192 億円) に上る。

また、電力・ガス・情報通信の徴収税目についても相対的に額が大きいですが、徴収税目の約 7 割は雇用に係る公的負担関係であり、消費税も常に 3 割前後を占めている。なお、商社では徴収税目がマイナスとなっているが、消費税の控除不足額の還付によるものである²⁰。

²⁰ 消費税の控除不足額の還付の発生理由については、脚注 5 を参照。

総合的財政貢献（Total Tax Contribution）の産業比較

全体分析

石油・ガス、電力・ガス・情報通信、自動車からの参加企業数は全体の約3割（石油・ガス 9%、電力・ガス・情報通信 11%、自動車 9%）を占めるに過ぎないが、平成 20 年度の徴収税目と負担税目の合算である総合的財政貢献額は全体の約7割を占めている（石油・ガス 25.1%、電力・ガス・情報通信 35.6%、自動車 9.5%）（図 27）。

図 27 平成 20 年度の調査対象企業の総合的財政貢献額の割合

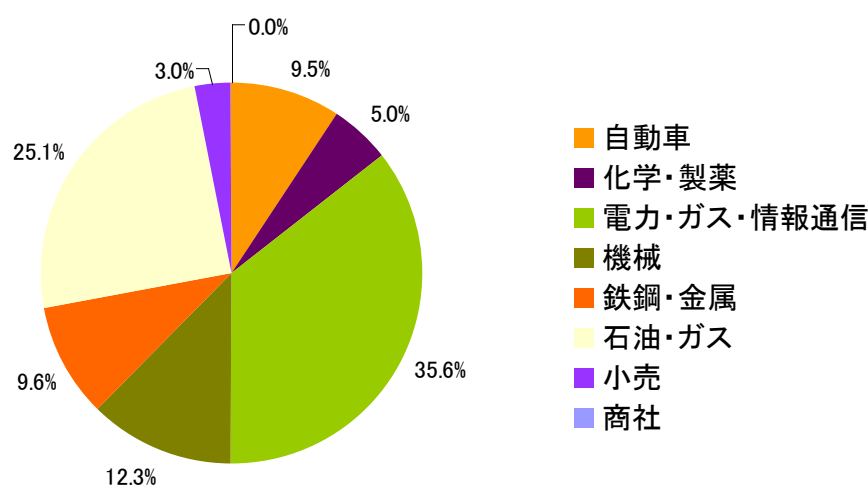


表 28 産業別の総合的財政貢献額（平成 19 年度、平成 20 年度）

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)	構成比率	
				平成 19 年度	平成 20 年度
自動車	8,047 億円	6,822 億円	-15.2	10.1%	9.5%
化学・製薬	3,957 億円	3,554 億円	-10.2	5.0%	5.0%
電力・ガス・情報通信	2 兆 7,141 億円	2 兆 5,549 億円	-5.9	34.0%	35.6%
機械	1 兆 13 億円	8,812 億円	-12.0	12.5%	12.3%
鉄鋼・金属	7,092 億円	6,863 億円	-3.2	8.9%	9.6%
石油・ガス	2 兆 450 億円	1 兆 8,037 億円	-11.8	25.6%	25.1%
小売	2,142 億円	2140 億円	-0.1	2.7%	3.0%
商社	1,086 億円	13 億円	-98.7	1.4%	0.0%

	7兆9,933億円	7兆1,794億円	-10.2	100%	100%
--	-----------	-----------	-------	------	------

産業別分析

電力・ガス・情報通信事業者は調査対象企業の1割強を占めるに過ぎないが、平成20年度の負担税目と徴収税目に占める金額の割合は、調査対象企業全体の負担税目の約4割、徴収税目の約3割を（平成20年度）を占める（表29）。

表 29 電力・ガス・情報通信事業者の負担税額と徴収税額

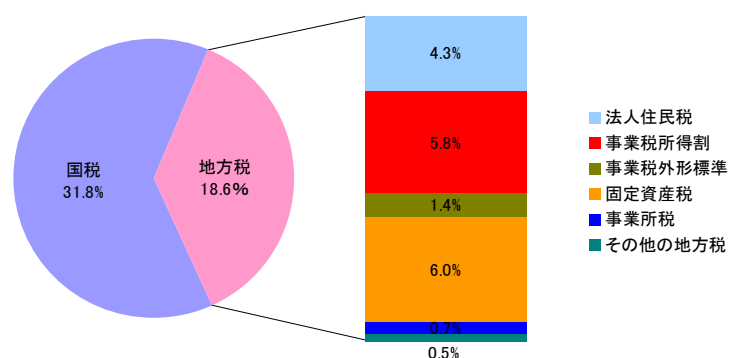
	平成19年度	平成20年度
負担税額	1,818,405,991,232	1,638,207,527,871
徴収税額	895,769,741,791	916,724,992,757
電力・ガス・情報通信事業の占める割合		
負担税額	38.8%	41.1%
徴収税額	27.1%	28.7%

なお、商社の総合的財政貢献額の減少割合が著しい（98.7%減）が、これは税引前純益の減少を伴う法人税等の減少、関税の減少と売上高の減少を伴う消費税の仕入税額控除不足額の増大が原因となっている。

第十章 地方税

総合的な公的負担率を地方税と国税という視点から分析すると、単純平均で求めた全体の総合的な公的負担率である 50.4%は、国税 31.8%、地方税 18.6%から構成される（図 30）。地方税の中で総合的な公的負担率に占める割合が高い税目は、固定資産税（6.0%）、事業税所得割（5.8%）、法人住民税（4.3%）の順となっているが、先にも産業分析で見たように、産業によって比率は異なる。

図 30 総合的な公的負担率の国税と地方税の構成



平成 19 年度と平成 20 年度の主要な地方税目に関する調査集計額の推移をみると、法人住民税の減少額が著しい。これに対して固定資産税、事業所税は微減、微増にとどまっている。

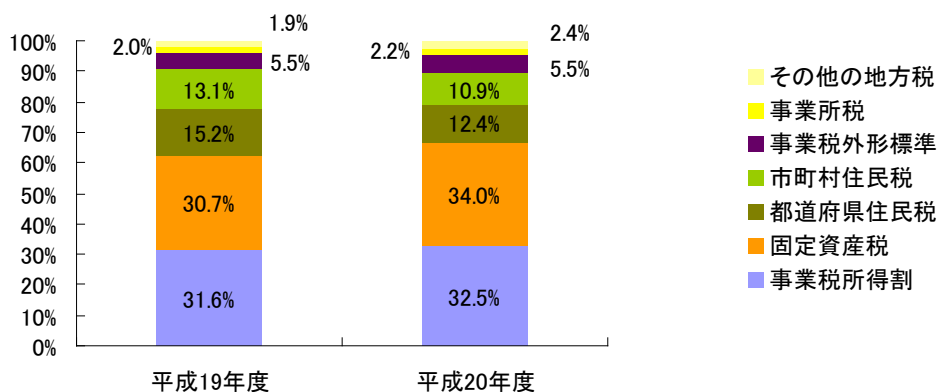
表 31 主要地方税目の調査集計額

	平成 19 年度	平成 20 年度	対前年比 (%)
都道府県住民税	2,461 億円	1,799 億円	-26.9%
市町村住民税	2,113 億円	1,584 億円	-25.0%
事業税所得割	5,099 億円	4,711 億円	-7.6%
固定資産税	4,949 億円	4,932 億円	-0.3%
事業所税	322 億円	325 億円	1.0%
事業税外形標準	882 億円	791 億円	-10.3%

他方で、平成 19 年度と平成 20 年度毎に調査対象企業が負担している地方税の構成を見ると、平成 19 年度は事業税所得割が 31.6%で最も比率が大きいが、平成 20 年度は事業税所得割の絶対額の減少を反映して、固定資産税が 34%を占めており、景気の変動に左右さ

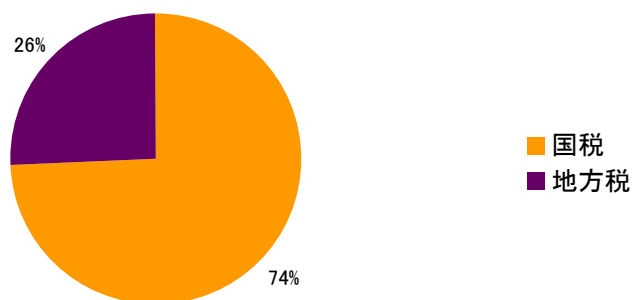
れない固定資産税の性質を現している。事業税外形標準の占める割合も景気の変動に左右されず一定となっている。その他の地方税には、軽油引取税、不動産取得税、自動車税等の10種類の地方税が含まれている。

図 32 地方税の構成（平成19年度、平成20年度）



なお、総合的財政貢献額に占める国税と地方税の構成は、平成19年度も平成20年度もほぼ変わらず、国税が四分之三、地方税が四分之を一を占めている。

図 33 総合的財政貢献額に占める国税と地方税の構成（平成20年度）

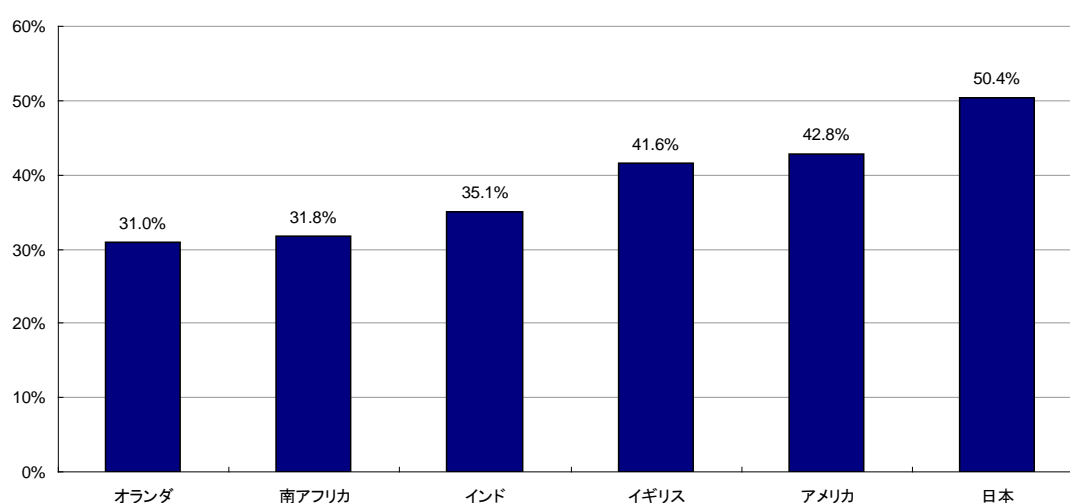


第十一章 国際比較

全体比較

日本の総合的な公的負担率を国際比較²¹した場合、日本の平成19年度と平成20年度を平準化した総合的な公的負担率の50.4%は、アメリカ（42.8%）と約8%の開きがある。なお、これらの数値には単純平均値を用いている。

図 34 総合的な公的負担率の国際比較²²



なお、日本、アメリカ、イギリスの3カ国について、法人税実負担率²³、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率を個別に試算して見ると、法人税実負担率について、日本と法人税の表面実効税率が40%台でほぼ同じアメリカとでは、日本企業の実負担が約8%程度高い結果となっている。また、アメリカとイギリスを比較すると、イギリスはアメリカと比べて法人税実負担率が低い、社会保険料事業主負担関係を含めた狭義の公的負担率及び総合的な公的負担率ではアメリカと並ぶ水準となっている。法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率のいずれの指標を見ても、日本は英米よりも10%前後高い

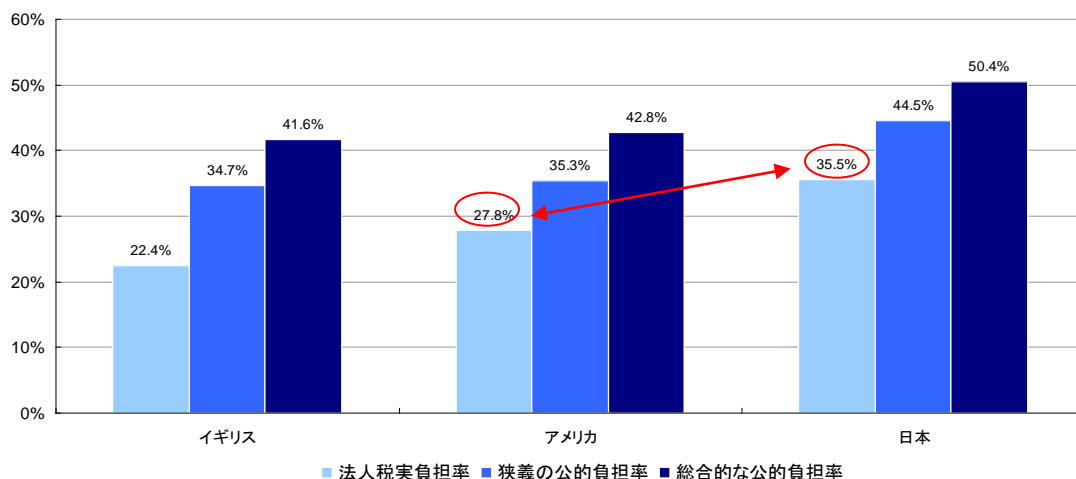
²¹ プライスウォーターハウスクーパースの Total Tax Contribution Survey は国際的に統一された調査手法を用いて、諸外国で調査を実施したものである。このため、本欄では、調査年度は異なるが、これまでに実施された国々の調査結果に基づき国際比較を行っている。

²² 調査実施のタイミングと事業年度が各国で異なる為、各国の最も新しい値を採用している。イギリスでは2009年3月期、オランダでは2006年12月期のデータ、アメリカでは2007年12月期、インド、南アフリカでは2008年3月期のデータを用いている。

²³ 法人税実負担率＝法人税等納税額÷税引前純利益

水準にあり、先進国の中にあっても立地競争力が相対的に弱いと言えよう。

図 35 法人税実負担率、狭義の公的負担率、総合的な公的負担率の国際比較



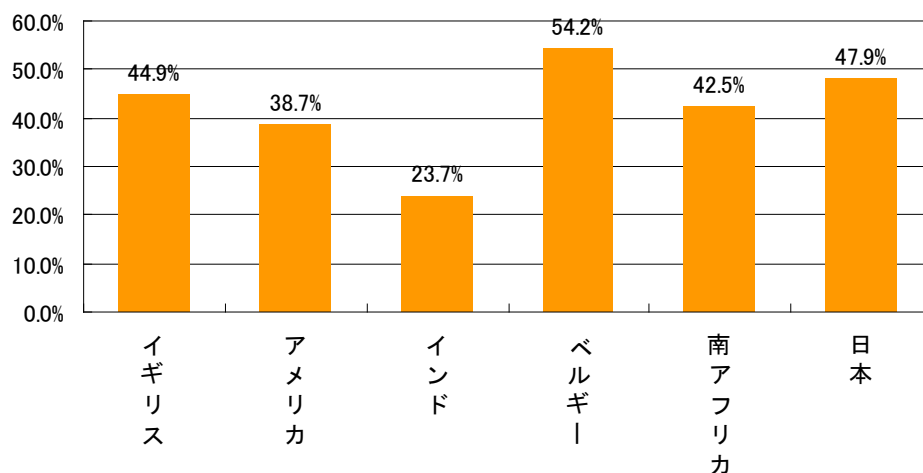
産業比較

各国の産業構造、データの比較可能性等を考慮し、イギリス、アメリカ、インド、ベルギー、南アフリカの調査データを用いて、製造業について日本のデータと諸外国のデータの国際比較を行うこととした。²⁴ なお、母集団に含まれるサンプル数が限定されていることから、結果の歪みを排除する為、産業別国際比較では、中位値を用いて比較を行っている。

産業別の総合的な公的負担率の比較の結果は次の通りである。製造業という上位分類を設けた為、比較的サンプル数が集まりやすく、全ての国で数値の採取が可能となった。日本の製造業の総合的な公的負担率 47.9%はベルギーに次いで高い水準であり、アメリカと比較すると 10%程度、インドと比較すると約 25%の差が生じている。

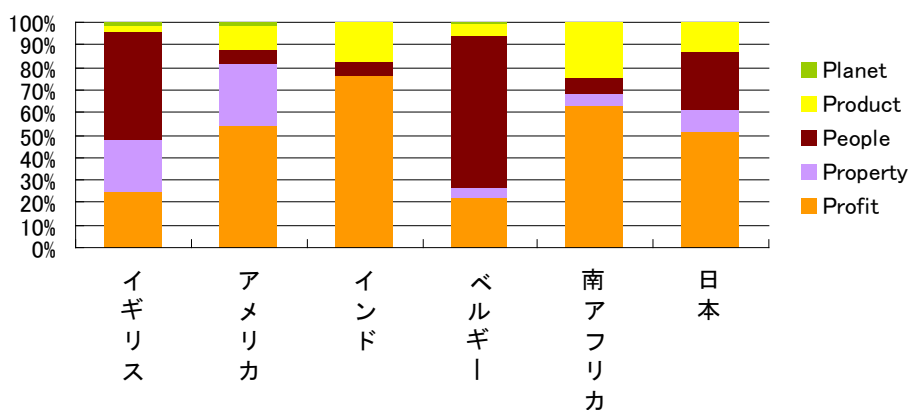
²⁴ 基礎素材・ヘルスケア、小売・商社、エネルギーの産業分類についても日本のデータと諸外国のデータの国際比較を行ったが、日本と同様の多様な産業構造をもつ国は限られており、企業の実数を用いた調査である為、産業分類毎に各国で 3 社を超えるサンプルが集まらなかったため分析を行っていない。なお、機械一般・テクノロジーについては、所要のサンプルを得た製造業全体とほぼ同じ傾向を示しているため、特段の分析を加えていない。

図 36 製造業の総合的な公的負担率（国際比較）



次に各国の産業別に、負担税目の構造を調査した。国際的な比較可能性を担保するため、税目を利益に係る税（profit）、資産に係る税（property）、雇用に係る税（people）、生産活動に係る税（production）、環境に係る税（planet）に分類している。

図 37 製造業の負担税目構成（国際比較）



製造業の負担税目の構成比を比較すると、インドは利益に係る税の比率が 76.2%と圧倒的に高く、アメリカでは資産課税の割合が相対的に高い。イギリスでは利益に係る税の比率は低いですが、雇用に係る税及び資産に係る税の比重が他と比較して高くなっている。ベルギーは雇用に係る税の比重が極めて高い。

第十二章 税務コンプライアンスコスト

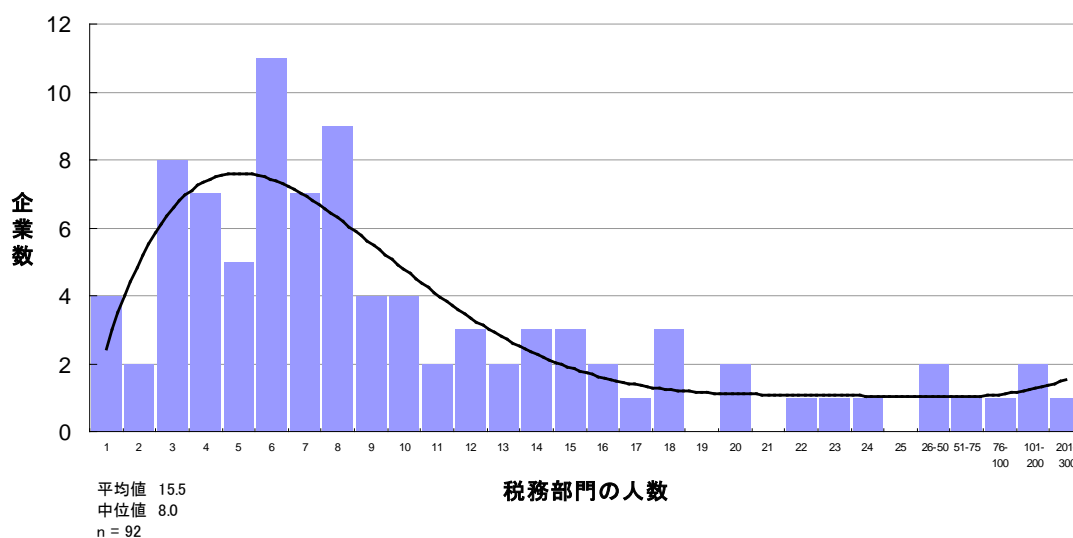
企業の納税負担の全体像を明確にし、効率的な納税環境を整備するためには、国へ納付する総合的な税負担額を把握することに加えて、納税に係わる税務コンプライアンスコストの「見える化」が極めて重要である。このため、本項目では、調査対象企業における税務部門に携わる人的なコストや外部委託費用及び自社開発システム費等を可能な限り定量的に把握し分析することとする。

税務部門の人数

税務コンプライアンス費用を測るため、まず税務部門²⁵の人数を調査した。調査対象企業の税務部門の人数の平均値は15.5人、中位値は8人であった（有効回答92社）。

次に、税務部門及び非税務部門において、従業員が国際税務・国内税務に携わる年間延べ日数として調査対象企業が回答した日数の合計値を、年間一人当たりの労働日数を240日と仮定して除し、一社あたりの平均値を求めると、国内税務に述べ8人（有効回答87社、国際税務に述べ2人（有効回答70社）が携わっている結果となる。

図 38 税務部門の人数の分布



税務コンプライアンスコスト

税務コンプライアンス費用の調査は、平成20年度を対象として国内税務と国際税務に

²⁵ 税務部門とは、名称にかかわらず、その企業における税務を専門として担当する従業員が所属する部門、課、グループ等をいう。

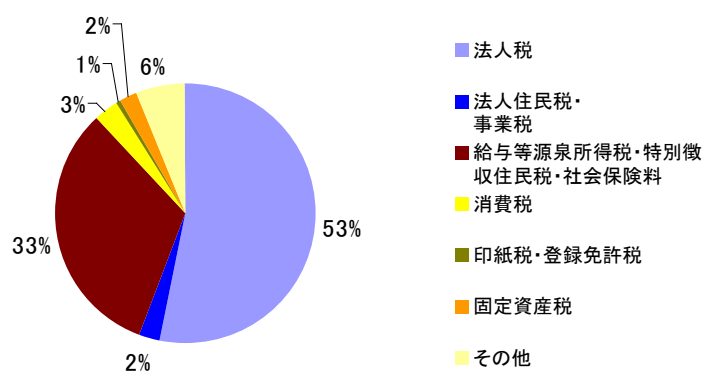
分けて行った。ここでの国際税務とは、日本の税法が国内企業に要求するコンプライアンス業務に限定することとし、海外子会社の現地税法上要求されるコンプライアンスにかかる国内親会社による支援業務、あるいは、国内企業が直接に海外の税法によりコンプライアンスを要求される業務を含めないこととした。調査票では、税目毎に、役職別（部長級、課長級、係長級、非役職）に従業員数が税務コンプライアンス活動に携わった年間延べ日数を調査し、これに平成 20 年度賃金構造基本統計調査の企業規模 1,000 人以上から抽出した一日あたりの平均報酬単価を役職毎に乗じることにより費用を計算した。また、国内税務では外部委託費用および自社開発システムの減価償却費（以下、外部費用等）を把握した。国際税務については法人税等の国際税務に限定し、同じく従業員の役職別に年間延べ日数を調査し、外部委託費用も調査対象としている。税務コンプライアンスコストは、税務部門だけでなく、人事部門、調達部門等の非税務部門²⁶においても発生していることから、税務コンプライアンスに関する企業の負担を総合的に明らかにするため、税務部門および非税務部門のそれぞれについて税務コンプライアンスコストを調査した。

結果は個別企業毎に把握し、国内税務については 87 社、国際税務については 50 社が回答している。

一社あたり平均の国際税務・国内税務コンプライアンス費用総額は 1 億 6,107 万円（内、国内税務 1 億 1,677 万円、国際税務 4,430 万円）である。

一社当たりの税務コンプライアンス費用の発生原因を税目別に調査した結果、その内訳は次のようになる。なお、法人税のコンプライアンス費用には国際税務分も含んでいる。

図 39 コンプライアンスコストの税目別構成



上の図からも明らかなように、法人税等の税務コンプライアンスコストが 56%（法人住

²⁶ 非税務部門とは、税務部門以外の部門で、税金（社会保険料を含む）の申告、納付、徴収等に関与している従業員が属する事業部、部門、課、グループ等をいう。

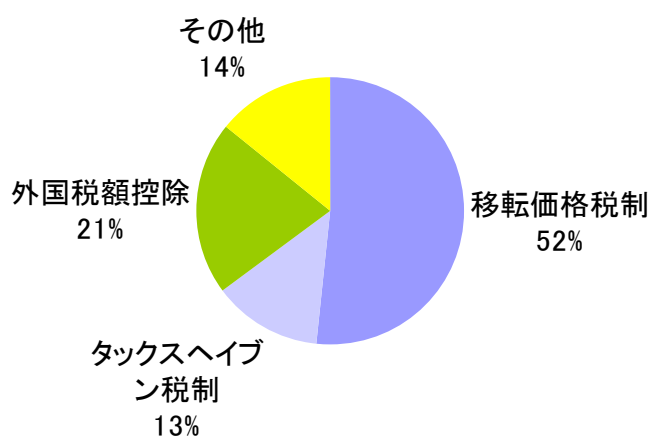
民税、事業税を含む)を占めている。法人税等の税務コンプライアンスコストの内訳は、一社あたり平均で、8,930 万円で、調査対象企業の総額は、53 億 5,800 万円であった。

表 40 法人税等の税務コンプライアンスコストの内訳 (一社あたり平均)

法人税等コンプライアンスコスト		8,930 万円
内訳	国内税務 (人件費)	3,470 万円
	国内税務 (外部委託費等)	1,029 万円
	国際税務 (人件費等)	1,223 万円
	国際税務 (外部委託費等)	3,207 万円

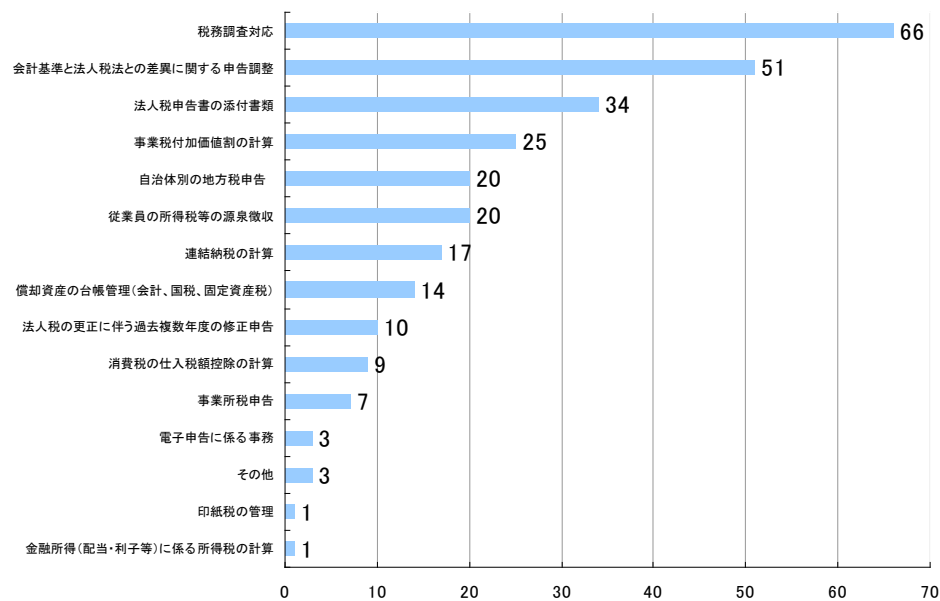
調査対象企業の多くは海外で広く事業を展開しているグローバル企業であることから、国際税務の費用については、別途詳細を調査した。結果として、調査対象企業が国際税務の領域で支出している費用の 52%は移転価格税制への対応により生じており、外国税額控除、タックスヘイブン税制が続いている。

図 41 国際税務費用の構成



調査対象企業に、「システム上の管理が困難である、相当の人材配置を要するなど、事務負担が重くコストとなっているもの上位3項目」を選択してもらった。その回答によれば、「税務調査対応」、「会計基準と税法との際に関する申告調整」、「法人税申告書の添付資料」といった項目について企業の負担感が強い項目になっていると考えられる。

図 42 調査対象企業が負担に感じている項目（有効回答 92 社、3 項目選択）



添付資料 1 負担税目、徴収税目の一覧

<u>利益にかかる税 (Profit Tax)</u>	負担税目	徴収税目
法人税	✓	
事業税所得割	✓	
市町村住民税	✓	
都道府県住民税	✓	
道府県民税配当割		✓
道府県民税利子割		✓
源泉徴収所得税 (給与以外)		✓
臨時特例企業税	✓	
鉱産税	✓	
<u>資産にかかる税 (Property Tax)</u>		
自動車取得税	✓	
自動車税	✓	
自動車重量税	✓	
事業所税	✓	
共同施設税	✓	
固定資産税	✓	
宅地開発税	✓	
軽自動車税	✓	
鉱区税	✓	
不動産取得税	✓	
特別土地保有税	✓	
印紙税	✓	
とん税 (特別とん税)	✓	
別荘等所有税	✓	
水利地益税	✓	
自動車取得税	✓	
<u>雇用にかかる税 (People tax)</u>		
給与等源泉所得税		✓
特別徴収住民税		✓
社会保険料事業主負担分	✓	
社会保険料従業員負担分		✓
<u>生産活動にかかる税 (Product tax)</u>		

消費税（地方消費税）		✓
控除対象外消費税	✓	
揮発油税（地方揮発油税）	✓	✓
石油ガス税	✓	✓
石油石炭税	✓	✓
航空機燃料税	✓	
軽油引取税	✓	✓
石油価格調整税	✓	✓
酒税		✓
たばこ税（特別たばこ税）		✓
都道府県たばこ税		✓
市町村たばこ税		✓
関税	✓	
電源開発促進税	✓	
狭小住宅集合住宅税	✓	
ゴルフ場利用税		✓
別荘等所有税	✓	
事業税資本割、付加価値割	✓	
入湯税		✓
環境税（Planet tax）		
核燃料税	✓	
核燃料等取扱税	✓	
核燃料物質等取扱税	✓	
使用済核燃料税	✓	
産業廃棄物税	✓	
砂利等採取税	✓	
水利地益税	✓	
乗鞍環境保全税		✓
環境協力税	✓	
歴史と文化の環境税	✓	

添付資料 2 調査対象企業の負担税目合計と徴収税目合計の政府等の歳入金額に占める割合

主な負担税目	平成19年度			平成20年度			注
	調査集計金額 (百万円)	政府等の歳入金額 (百万円)	割合	調査集計金額 (百万円)	政府等の歳入金額 (百万円)	割合	
国税等							
法人税	1,536,766	14,744,398	10.4%	947,901	10,010,600	9.5%	
社会保険料事業主負担分	1,030,137	27,201,033	3.8%	1,062,773	-	-	1
関税	95,894	940,991	10.2%	84,251	883,109	9.5%	
電源開発促進税	115,486	352,157	32.8%	111,936	340,472	32.9%	
自動車重量税	2,242	739,857	0.3%	2,302	717,047	0.3%	
印紙税・登録免許税	17,929	1,201,845	1.5%	19,149	1,088,425	1.8%	2
地方税							
法人住民税	457,557	4,198,230	10.9%	338,385	3,815,365	8.9%	3
事業税(外形標準課税を含む)	598,236	5,607,734	10.7%	550,335	5,202,621	10.6%	4
固定資産税	494,985	9,944,711	5.0%	493,291	10,118,854	4.9%	5
事業所税	32,244	312,968	10.3%	32,578	322,686	10.1%	
負担税目合計	4,687,493	148,159,110	3.2%	3,986,321	-	-	6

(出所) 財務省決算情報 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/syukei.htm>)、地方財政白書、国立社会保障人口問題研究所「平成19年度社会保障給付費」(http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuh19/kyuhuh_h19.asp)

(注1) 社会保険料に係る政府等の歳入金額は、事業主拠出分の金額である。平成20年度は不明。

(注2) 印紙税・登録免許税に係る政府等の歳入金額は、国の決算における印紙収入の額である。

(注3) 法人住民税に係る政府等の歳入金額は、道府県民税の法人分並びに市町村民税の法人均等割及び法人税割を含み、道府県民税の個人分及び利子割並びに市町村民税の個人均等割及び所得割を除いた金額である。

(注4) 事業税の調査集計金額は、所得割、収入割及び外形標準課税(付加価値割及び資本割)の合計額である。

(注5) 固定資産税に係る調査集計金額及び政府等の歳入金額には、都市計画税が含まれている。

(注6) 負担税目合計は、租税及印紙収入、社会保険料収入(平成20年度は不明)、地方税収入の合計をもって「政府等の歳入金額」として比較している。法人が負担することのない相続税等も含まれていることに留意。

主な徴収税目	平成19年度			平成20年度			注
	調査集計金額 (百万円)	政府等の歳入金額 (百万円)	割合	調査集計金額 (百万円)	政府等の歳入金額 (百万円)	割合	
国税等							
源泉徴収所得税(給与等以外)	126,193	4,879,414	2.59%	129,384	4,444,043	2.91%	
源泉所得税(給与等)	422,249	10,138,667	4.16%	418,092	9,987,965	4.19%	
社会保険料従業員負担分	910,284	29,673,014	3.07%	938,471	-	-	1
消費税(地方消費税を含む)	-221,631	12,841,069	-1.73%	-262,987	12,442,976	-2.11%	
石油石炭税	280,933	512,851	54.78%	276,725	511,044	54.15%	
揮発油税(地方揮発油税を含む)	1,398,838	2,110,543	66.28%	1,285,378	1,889,385	68.03%	
地方税							
特別徴収住民税	365,810	12,116,279	3.02%	387,271	12,422,453	3.12%	2
軽油引取税	11,889	1,033,873	1.15%	9,526	918,784	1.04%	
徴収税目合計	3,305,858	148,159,110	2.2%	3,193,132	-	-	3

(出所) 財務省決算情報 (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/syukei.htm>)、地方財政白書、国立社会保障人口問題研究所「平成19年度社会保障給付費」(http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuh19/kyuhuh_h19.asp)

(注1) 社会保険料に係る政府等の歳入金額は、被保険者(従業員)拠出分の金額である。

(注2) 特別徴収住民税に係る政府等の歳入金額は、道府県民税個人分並びに市町村民税個人均等割及び所得割の合計金額である。

(注3) 徴収税目合計は、租税印紙収入、社会保険料収入(平成20年度は不明)、地方税収入の合計をもって「政府等の歳入金額」として比較している。法人が負担又は徴収することのない税目も含まれていることに留意。

データ集

1. 各調査対象年度の総合的な公的負担率

		平成19年度		平成20年度	
		A	B	A	B
38全企業合算ベース		46.2%	-	76.7%	-
各企業個別 計算ベース	平均値	45.0%	41.6%	69.6%	58.2%
	中位値	41.5%	40.7%	61.1%	58.9%
	最小値	12.8%	12.8%	28.0%	28.0%
	最大値	104.7%	89.5%	179.4%	97.2%
	サンプル数	36	34	26	23

A:総合的な公的負担率が100%を超える企業グループを含める場合

B:総合的な公的負担率が100%を超える企業グループを含めない場合

2. 平成19年度 総合的な公的負担率の分布 (n = 34)

階級 (超)	10%	12%	14%	16%	18%	20%	22%	24%	26%	28%	30%	32%	34%	36%	38%	40%	42%	44%	46%	48%
度数分布	0	1	0	0	0	1	2	3	1	1	0	3	2	3	3	2	2	1	0	0
累積度数分布	0	1	1	1	1	2	4	7	8	9	9	12	14	17	20	22	24	25	25	25

階級 (超)	50%	52%	54%	56%	58%	60%	62%	64%	66%	68%	70%	72%	74%	76%	78%	80%	82%	84%	86%	88%	90%
度数分布	1	1	4	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
累積度数分布	26	27	31	31	32	32	32	32	32	32	33	33	33	33	33	33	33	33	33	34	34

(注) 税引前純利益がマイナスである企業、総合的な公的負担率がマイナスまたは100%超となる企業を除外している。

3. 平成20年度 総合的な公的負担率の分布 (n = 23)

階級 (超)	26%	28%	30%	32%	34%	36%	38%	40%	42%	44%	46%	48%	50%	52%	54%	56%	58%	60%	62%	64%
度数分布	0	1	1	1	0	1	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	3	2	1
累積度数分布	0	1	2	3	3	4	6	6	6	6	6	8	8	10	10	10	12	15	17	18

階級 (超)	66%	68%	70%	72%	74%	76%	78%	80%	82%	84%	86%	88%	90%	92%	94%	96%	98%
度数分布	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0
累積度数分布	18	18	18	18	18	18	19	20	21	21	21	21	21	21	21	23	23

(注) 税引前純利益がマイナスである企業、総合的な公的負担率がマイナスまたは100%超となる企業を除外している。

4. 総合的財政貢献の売上高に対する割合

		平成19年度	平成20年度
38全企業合算ベース		5.9%	5.7%
各企業個別 計算ベース	平均値	6.8%	6.4%
	中位値	5.9%	5.8%
	最小値	0.1%	0.1%
	最大値	23.3%	22.3%
	サンプル数	36	36

5. 平成19年度 総合的財政貢献の売上高に対する割合の分布 (n = 36)

階級(超)	度数分布	累積度数分布
0%	4	4
1%	2	6
2%	4	10
3%	5	15
4%	1	16
5%	2	18
6%	4	22
7%	3	25
8%	0	25
9%	2	27
10%	0	27
11%	3	30
12%	3	33
13%	0	33
14%	0	33
15%	1	34
16%	0	34
17%	0	34
18%	0	34
19%	0	34
20%	0	34
21%	1	35
22%	0	35
23%	1	36
24%	0	36

6. 平成20年度 総合的財政貢献の売上高に対する割合の分布 (n = 36)

階級(超)	度数分布	累積度数分布
0%	5	5
1%	3	8
2%	2	10
3%	4	14
4%	3	17
5%	1	18
6%	4	22
7%	3	25
8%	3	28
9%	1	29
10%	2	31
11%	1	32
12%	1	33
13%	0	33
14%	0	33
15%	0	33
16%	1	34
17%	0	34
18%	0	34
19%	0	34
20%	0	34
21%	1	35
22%	1	36
23%	0	36
24%	0	36